

木質バイオマス利用によるCO₂排出削減量の認証 (かごしまCO₂吸収量等認証制度)

1 目的

木質バイオマス（木質チップ、製材端材等）を燃料として給湯や暖房などのボイラーに利用した場合、化石燃料を使用した場合と比較して、排出されるCO₂（二酸化炭素）を削減することができる。

木質バイオマスの利用によるCO₂排出削減量を環境貢献度として「見える化」し、地球温暖化防止に対する認識を深めるとともに、木質バイオマス燃料の利用促進を図る。

バイオマス
ボイラー



木質チップ

樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素の吸収・固定を行っており、森林から生産される木材をエネルギーとして燃やすと二酸化炭素を発生するが、この二酸化炭素は、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長の過程で再び樹木に吸収される。

このように化石燃料の代わりに木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制が可能となり、地球温暖化防止に貢献する。

2 認証の対象

ボイラーに木質バイオマス燃料を利用する事業者等で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- ・ 年間3 t以上の木質バイオマスを使用しているもの（木質チップ・製材端材等）
- ・ 県内及び隣接する県の木材を県内で加工した木質バイオマス燃料であるもの

3 排出削減量の算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出削減量 (t-CO}_2\text{)} = \frac{\text{木質バイオマスの使用量}}{\text{旧ボイラーの化石燃料CO}_2 \text{ 排出係数}} \times (1 - \frac{\text{含水率}}{100}) \times \frac{\text{木質バイオマスの全乾時発熱量}}{\text{木質バイオマスボイラーの効率} / \text{旧ボイラーの効率}}$$

－事業実施後の補助燃料等のCO₂排出量

4 認証の流れ

